

5 学則・教育課程

第1章 総 則

学校教育法、学校教育法施行規則、東京都教育委員会規則、東京都立学校の管理運営に関する規則に基づき本校の学則を定める。

第1条 (目的) 本校は学校教育法に基づき、高等普通教育および工業に従事しようとする者に必要な工業専門教育を施し、国家および社会の有為な形成者として必要な資質を養い個性の確立に努める。(学校教育法第50条、51条より)

第2条 (学科) 本校に次の学科を置く。(学校教育法施行規則第4条、東京都立学校設置条例施行規則)

全 日 制

総合技術科

第3条 (修業年限、構成および定員) 本校の修業年限、構成および生徒定員を次の通り定める。(学校教育法施行規則第4条、東京都立学校設置条例施行規則より)

総合技術科 3ヶ年 15学級 525名

第4条 (職員組織) 職員は校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭、講師、事務職員その他で組織する。

第2章 学年・学期および休業日

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第6条 休業日は次の通りとする。

1. 国民の祝日・休日
2. 土曜日および日曜日
3. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで
春季休業日 3月26日から4月5日まで
4. 開校記念日 12月1日
5. 都民の日 10月1日

第3章 各科の教育課程

第7条 各科の教育課程は別表の通りとする。

第4章 入学・退学・転学・休学および卒業

第8条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。(学校教育法第57条より)

第9条 入学は校長がこれを許可する。入学者の選抜については東京都教育委員会の定める方法による。

第10条 第2学年以上に入学を許可される者は、相当学年に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第11条 入学志願者は所定の入学願書を校長に提出しなければならない。

第12条 入学を許可された者は、保護者の確約書を定められた期日までに提出しなければならない。

第13条 保護者は生徒の親権者または、これにかわって一切の責任を果たすことのできる成年者でなければならない。

第14条 生徒が退学、転学、または休学しようとする時は、保護者の願書に理由を具し、校長に提出して

許可を受けなければならない。

前項の事由が病気の場合には医師の診断書を添えなければならない。

休学期間は3ヶ月以上、1ヶ年を超えることは出来ない。

第15条 各学年の所定の単位を修得した者を進級せしめる。単位修得の認定は別に定める評価基準による。

第16条 本校所定の全課程を修了したと認められた時は卒業証書を授与する。

第5章 賞 罰

第17条 校長は教育上必要と認めるときは、生徒を表彰する。

通例として、表彰規定に則り、次の表彰が行われる。

ア. 努力賞 3ヶ年間の努力の結果を審査して与える。(3学年のみ該当)

イ. 皆勤賞 無欠席、無遅刻、無早退(3ヶ年・1ヶ年)

ウ. 精勤賞 3ヶ年(3ヶ年とも精勤以上)1ヶ年(欠席2日迄(3年生のみ該当)・欠席1日迄(1・2年生のみ該当))

エ. その他 外部団体、公共機関などによるもの。

第18条 校長は教育上必要と認めるときは、生徒に次の懲戒を行う。

ア. 訓戒 イ. 訓告 ウ. 謹慎 エ. 停学

オ. 退学

ただし退学は次の各項に該当する場合に限る。

ア. 性行不良で改善の見込みがないと認められた場合。

イ. 学力劣等で成業の見込みがないと認められた

場合。

ウ、正当の理由なくして出席常でない場合。

エ、学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した場合。

第19条 校長は学校の施設、校具、備品等を毀損、破損、紛失した者に対して、止むを得ない事情以外は、現品または金額でこれを弁償させる。

第6章 授業料および学校徴収金等の費用

第20条 授業料は、東京都立学校の授業料等徴収条例に基づき徴収する。

第21条 学校徴収金は、学年積立金、生徒会費、およびその他の費用とする。

第22条 学校徴収金は、校長の定める期日までに、所定の方法により納付しなければならない。

第23条 実習、見学、その他必要な物品に関わる費用について、あらかじめ学校長が通知する方法により、負担することがある。

付 則

第24条 本学則は昭和38年4月1日より実施する。

第25条 本学則施行について必要な細則は校長がこれを定める。